

第8章 損害評価会及び損害評価員等

(損害評価会の設置)

第262条 この組合に、損害評価会を置く。

- 2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
- 3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代会の承認を得て選任した委員101人（第266条に規定する地区委員を含む。）以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第263条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第264条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第265条 損害評価会に農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会、建物共済部会及び農機具共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会地区部会の設置)

第266条 この組合を4つの地区に分け、各地区に損害評価会地区部会を置く。4つの地区は、加賀地区（加賀市、小松市、能美市、川北町）、石川中央地区（白山市、野々市市、金沢市、内灘町、津幡町、かほく市）、中能登地区（宝達志水町、羽咋市、志賀町、中能登町、七尾市）、奥能登地区（穴水町、能登町、輪島市、珠洲市）とする。

- 2 地区部会は、会長の命を受け、地区内の共済事故に係る損害の防止及び認定に関する事項等について調査審議する。
- 3 地区部会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、組合長が総代

会の承認を得て選任した委員のうち77人以内をもって組織する。

- 4 地区部会として、農作物共済(水稻)地区部会、農作物共済(麦)地区部会、果樹共済地区部会及び畑作物共済地区部会を置く。
- 5 地区部会に地区部会長を置く。地区部会長は、地区委員のうちから会長が指名する。
- 6 地区部会に属すべき委員は、地区委員のうちから会長が指名する。
- 7 第263条の規定は地区委員について、第264条第4項の規定は地区部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第267条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 地区部会の会議は、地区部会長が招集する。
- 4 損害評価会、部会及び地区部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第268条 この組合に損害評価員1,930人以内を置く。

- 2 損害評価員は、組合長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に従事する。
- 3 損害評価員は、組合長が理事会の承認を得て任免する。

(共済部長)

第269条 この組合に、集落(又はこれに準ずる地区)ごとに共済部長を置く。

- 2 共済部長は、共済掛金の徴収、損害の通知の受理その他日常の組合の業務に関する事項について組合と担当地区内の組合員との連絡の任に当る。
- 3 共済部長は、組合長が理事会の承認を得て委嘱する。

(報酬)

第270条 損害評価会の委員、損害評価会の地区委員、損害評価員及び共済部長には、総代会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

第9章 家畜診療所

(設置)

第271条 この組合に、家畜診療所を置く。

- 2 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止を行う。
- 3 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛又は豚の診療を行うことができる。
- 4 診療料金は、農林水産大臣が定める点数及び家畜診療所の運営の状況を勘案して総会又は総代会において定める。ただし、共済事故以外の診療料金は、別に理事会で定めるところによる。
- 5 この事業規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で定める。
- 6 前項の家畜診療所運営規則は、理事会において定める。

第10章 補則

(農業経営収入保険に移行する者の共済掛金及び賦課金の返還)

第272条 組合員は、農業経営収入保険に加入しようとするときは、共済関係を解除することができる。この場合において、当該解除の日（個人にあつては12月31日）までの共済責任期間中（家畜共済にあつては共済掛金期間中）に、この組合は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては共済掛金の全額、家畜共済及び園芸施設共済にあつては共済責任期間の未経過部分に相当する金額を日割で計算した金額を組合員に返還するものとする。

2 前項の場合は、この組合は、組合員が支払った賦課金を、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては全額、家畜共済及び園芸施設共済にあつては日割で計算した金額を組合員に返還するものとする。

別表第1号 (第2条関係)

農機具損害共済の共済目的及び耐用年数表

共 済 目 的		耐 用 年 数
種 類	機 種	
原 動 機	モーター	7
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	7
乗用トラクター		7
耕 整 地 機	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土破碎機(バンプレーカー)・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・歩行用トラクター(動力耕うん機を含む。)	7
栽 培 管 理 機 具	たい肥散布機(マニユアスプレッダー)・石灰散布機(ライムソワー)・施肥播種機・田植機・管理機・畦塗機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレーヤー・動力噴霧機・動力散布機・スピードダスター・土壤消毒機・誘が灯	7
	かんがい排水機具	7
収 穫 調 整 機 具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機(バインダーを含む。) ・カッター・稲わら収集機(自走式のものを除く。) ・収穫機(苧麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(玉ねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む。) ・つる切り機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・洗浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー	7
	ウィンドローア・普通コンバイン・脱穀機・粃摺り機・とうみ・移動式乾燥機(穀物・特用作物・しいたけ用を含む。) ・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はっか蒸りゅう機・いも切機・干びょう製造機	7
	精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む。)	7
農 加 工 機 具	い草選別機・いわり機・豊表織機(いむしろ織り機を含む。) ・花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機	7
	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備	7
畜 産 機 具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー(バールローダ・マニュアルローダを含む。) ・ヘーカッター・ヘードライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージブロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機	7
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・収卵用機具	7

(追録第六号)

養 蚕 用 機 具	条桑刈取機・抜根機・暖房機	7
	蚕(稚蚕・壮蚕)用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ご桑機・動力条払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機	7
運 搬 用 機 具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条用運搬機(モノレールカー)	7
農 業 用 ドロ ー ン ※	マルチコプター	7

※農業用ドローンの用途は、農薬散布、肥料散布、播種、受粉、農産物運搬、圃場センシングに限る。

別表第2号 (第204条第2項関係)

第16条第3項及び第4項の規定による通知の遅延期間	割合
10日以上1ヶ月未満	10%
1ヶ月以上3ヶ月未満	20%
3ヶ月以上	30%
修理済みで、損害が確認できない場合	100%

別表第3号 (第205条第6号関係)

<トラクタ> ○エアクリーナ・エレメント ○燃料フィルタ・エレメント ○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ)、ミッション・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○エンジン・ファン・ベルト ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど) ○電球類(ヘッドライト、方向指示器、モニターやメータのランプなど) ○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む) ○その他 <田植機> ○点火プラグ(ガソリンエンジンのみ) ○ベルト類(ミッション、油圧ポンプ、駆動など) ○植付爪(固定爪、可動爪など) ○苗のせ台摺動部品 ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○ケーブル(ワイヤー)類 ○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホースなど) ○電球(ヘッドライトなど) ○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む) ○その他 <コンバイン> ○エアクリーナ・エレメント ○燃料フィルタ・エレメント ○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ) ○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ) ○HSTオイル・フィルタ(カートリッジ)
--

(追録第八号)

- ベルト類 (エンジンファン、ミッション、刈取、こぎ胴、振動、選別、唐み駆動ベルトなど)
- かき込み (突起き付き) ベルト、かき込みホイール (スターホイール・パッカー)
- チェーン類 (引起し、横搬送(株元、穂先)、たて搬送(株先)、フィード、排わら(株元、穂先)、チェーンなどで、各爪、タインやピン等も含む)
- 刈刃 (刈刃、受刃など)
- こぎ刃 (各種こび歯、わら切歯、処理胴こぎ歯など)
- 受網
- 排わら・カッターの刃 (供給刃、切断刃など)
- ワイヤー類 (スロットル)、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど)
- パイプ、ホース類 (燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど)
- 電球類 (ヘッドライト、方向指示器等、モニターやメータのランプなど)
- その他

(注1) 上記の消耗部品一覧表のその他については、次のとおりとする。

タイヤ、チューブ、タイヤホイール取付ボルト、アイドラ、バッテリー、バッテリー液、ブレーキシュー、クラッチディスク、各種パッキン、オイルシール、ガスケット、ベアリング、Oリング、ピストンリング、点火プラグ、ブッシュ(ゴム)、ブーツ、ローダのバケット類、ロータリ及び類似作業機、畦塗機等の駆動チェーン及びテンション、ロータリチェーンケース下ホゴカバー・ベアリング受け側下ホゴカバー・ブラケットガード(ガード)、動力伝達軸、周辺ベアリング、ベアリングケース、シール、ロータリ軸及び取付部品、爪ホルダ又はフランジ(ホルダがだめでロータリ軸交換の場合も含む)、ロータリ爪、草まきつき防止線(ワイヤー・バー)及び取り付け部品、マッドレスシート及びその機能パーツ、畦塗り機ディスク・ドラム、シャーボルト(安全ボルト)、シャーボルト取付け穴の疲労による周辺部破壊、自脱型コンバインの一部機種に使用されている廃ワラ排出周辺のゴム・樹脂部品、螺旋軸及びケース、スロワはね及びスロワケース

(注2) 上記に掲載されている消耗部品一覧については、一部品の例でありこれ以外の消耗部品の判定についてはそのつど判断するものとする。

(注3) トラクタ・田植機・コンバイン以外の農機具についても上記に準ずる。

(注4) エンジンオイル、ミッションオイル、油圧オイルなどの各種オイルやグリス類、不凍液などもその補充、交換を行う必要があるため、消耗部品に準ずる。

(注5) 刈刃 (刈刃、受刃など) については、圃場にありえない異物 (泥、草を除く) の巻込及び接触による破損に限り、共済事故とします。ただし、原因不明の破損や刈取部を畦へ乗り出して収穫する方法による破損は支払対象としない。

(追録第八号)

別表第4号 (第205条第8号関係)

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金を支払う責めに任じない割合
クローラー (使用年数4年以上6年未満又は使用時間200時間以上300時間未満)	20%
クローラー (使用年数6年以上7年未満又は使用時間300時間以上400時間未満)	40%

クローラー (使用年数7年以上8年未満又は使用時間400時間以上500時間未満)	60%
クローラー (使用年数8年以上9年未満又は使用時間500時間以上600時間未満)	80%
クローラー (使用年数9年以上10年未満又は使用時間600時間以上700時間未満)	90%
クローラー (使用年数10年以上又は使用時間700時間以上)	100%

別表第5号 (第215条関係)

経年減価残存率表

経過年数 \ 耐用年数	7年
1年未満	100.00 %
1年	87.14
2年	74.29
3年	61.43
4年	48.57
5年	35.71
6年	22.86
7年	10.00

(追録第八号)

別表第6号 (第227条第2項関係)

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行ってれば損害を防止又は軽減できたと認められる場合	削減割合
(一般注意)	
1. 整備時にエンジンを止めなかった(油圧ロック含む)	20%
2. 前進、後進、旋回時に安全確認を怠った。(脇見、片手運転、飛び降りを含む)	10%
(機関始動)	
3. 機関始動時、変速を「中立」、クラッチを「切」にして安全を確かめてから始動しなかった	20%
(発進)	
4. 急発進(後進)した。(特にけん引負荷をかけている場合及び運送の際含む)	20%
(ブレーキロック)	
5. 道路走行時に、左右のブレーキペダルを連結しなかった	20%
(デフロック)	
6. 道路走行時に、デフロックを「解除」にしなかった	20%
7. 道路走行時に、前輪倍速装置やその他の指定されたレバーを「切」にしなかった	20%

(作業)	
8. 高速走行、急旋回した(片ブレーキ使用含む)	20%
9. 坂道や斜面で方向転換、急旋回、クラッチの操作をした	20%
10. 駐車時に駐車ブレーキをかけなかった(エンジン停止含む)	20%
11. 前進・後進時の変速で「一旦停止」及び安全確認しなかった	20%
12. 異物が絡んでもすぐに作業を停止しなかった。(作業機の場合も同様)	10%
13. むかるみにはまったが無理に脱出をこころみた	20%
14. 十分な強度、幅、長さ(積込車両等の荷台等の高さの4倍以上、傾斜15度以下)を有し、フック付き滑り止めの歩み板を使用しなかった	40%
15. 積込車両の駐車ブレーキをかけなかった(輪止め等を含む)	40%
16. 積込んだ後車両をロープで固定しなかった	40%
(畦越え等)	
17. 高速で圃場へ出入りした	20%
18. 刃を満載したまま畦越えをした	40%
19. 高い畦(30cm以上)で歩み板を使用しなかった	20%
(作業機と本体)	
20. 排出ローダーを収納固定せずに走行、作業を行った	40%
21. 指定外のアタッチメントや作業機を付けていた	20%
22. 重い作業機を付けたときにバランスウェイトを付けていなかった	20%
23. 指定された回転数より高速回転及び低速回転で作業した	20%
24. 電気部品等に水をかけた	20%
25. 規定容量以上のヒューズを使用した	20%
(燃料補給)	
26. 燃料補給時に火気を近づけた。(エンジンを始動したまま燃料補給した場合を含む)	80%
27. 燃料補給後、こぼれた燃料を拭き取らずにそのままにした	20%
28. 配線の損傷、端子のゆるみ、燃料漏れ等の劣化がある	40%
(盗難事故)	
29. 格納場所に格納中(格納場所の施錠無し)	10%
30. 格納場所に未格納(格納場所の敷地内)	20%
31. 格納場所に未格納(圃場・道路・河川敷・山林等)	50%
32. 農機具に鍵を挿入又は農機具周辺に鍵を置いていた	10%
33. 農機具が運搬車両に積載した状態だった	10%
(その他)	
34. 点検・整備不良による損害(軽度)	10%
35. 点検・整備不良による損害(重度)	20%
36. 安全操作不良による損害(軽度)	10%
37. 安全操作不良による損害(重度)	20%

(注1) 上記1～28の内、2点以上混在する場合は、削減割合の最も高いものを適用する。但し、軽微な損害(3万円未満)については、10%を適用することができる。

(注2) 上記29～37については、2点以上混在する場合は、削減割合の合計を適用する。

(注3) 上記注釈で適用される削減割合の合計を別表第6号の削減割合とする。

別表第7号 (第227条第2項関係)

同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害の防止又は軽減をすることができたと認められる場合	
事故回数	削減割合
2回	10%
3回以降	30%

(追録第八号)

附 則

- 1 この共済規程は、この組合の設立登記の日（平成27年4月1日）から施行する。ただし、農業災害補償法第53条の2第1項の認可を受ける日までは、第4条第1項、第9条、第13条、第19条第2項、第39条、第42条第2項、第66条、第93条、第97条第2項、第112条、第116条第2項、第133条第1項、第140条第2項、第166条第2項、第167条第2項、第194条第2項、第195条第2項、共済規程附属書「農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程」第5条第1項及び第2項並びに第6条第4項の規定は、次のとおりとする。

(事務費の賦課)

- 第4条** この組合は、毎事業年度、この組合が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び石川県農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用を組合員に賦課するものとする。

2～5 【略】

(共済金の最低額)

- 第9条** この組合が組合員に対して支払う共済金の額は、この組合が石川県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(損害防止施設)

- 第13条** この組合は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

(共済金の仮渡し)

第19条 【略】

- 2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この組合が石川県農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡し額を下らないものとする。

(共済金額の削減)

- 第39条** この組合は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該共済目的の種類に係る定款第55条第1項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該共済目的の種類に係る定款第57条第1項の特別積立金の金額

(無事戻し)

第42条 【略】

- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る定款第57条第1項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第66条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この組合又は石川県農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

(共済金額の削減)

第91条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該果樹区分に係る定款第55条第3項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該果樹区分に係る定款第57条第3項の特別積立金の金額

(無事戻し)

第97条 【略】

2 この組合が前項の規定による無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの定款第57条第3項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分につき石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(共済金額の削減)

第112条 この組合は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分(一の畑作物共済再保険区分(法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。)に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該畑作物区分に係る定款第55条第4項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該畑作物区分に係る定款第57条第4項の特別積立金の金額

(無事戻し)

第116条 【略】

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの定款第57条第4項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額に、当該畑作物無事戻区分につき石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(共済金額の削減)

第133条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1)・(2) 【略】

2 【略】

(無事戻し)

第140条 【略】

- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第52条第5号の勘定に係る定款第57条第2項の特別積立金の金額に石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(共済掛金率の設定及び変更)

第166条 【略】

- 2 前項の規定により、建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

(約款)

第167条 【略】

- 2 前項の規定により、建物共済に係る約款を定めた場合には、これを、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(共済掛金率の設定及び変更)

第194条 【略】

- 2 前項の規定により、農機具損害共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

(約款)

第195条 【略】

- 2 前項の規定により、農機具損害共済に係る約款を定めた場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

【共済規程附属書】

農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、
園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程

- 第5条** この組合は、石川県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に第2条の規定により組合員の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該組合員に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合員に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

(1)～(3) 【略】

- 2 家畜共済に付されている家畜に係る疾病又は傷害に関し指定獣医師（家畜共済に付されている家畜について診療の円滑適正を図るためにこの組合と指定獣医師契約を締結している獣医師をいう。以下同じ。）の診療を受けた場合で、組合員が当該診療に係る共済金の受領を当該指定獣医師に委任したときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、

石川県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、次項の規定により当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該診療に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合には、当該指定獣医師に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

3～5 【略】

第6条 【略】

2・3 【略】

4 この組合は、前条第1項の規定にかかわらず、石川県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、第2項の規定により登録された金融機関の一括支払地域集団の代表者の預貯金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 【略】

5・6 【略】

2 この規程は、平成27年4月1日以後に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係から適用する。

3 平成27年4月1日前に共済責任期間の開始する共済関係については、合併前の農業共済組合の共済規程の例による。

附 則（平成27年4月27日26経営第3588号）平成27年5月30日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 平成28年5月28日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、畑作物共済に係る規定は、平成29年産から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、任意共済に係る規定は、平成28年8月1日より適用し、平成29年3月31日までの間は、変更後の第176条第1項の規定にかかわらず、この組合は、建物総合共済の共済責任期間の開始後においても、組合員の申出により収容農産物補償特約を締結することができる。また、組合員が当該申出をしたときは、この組合の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して2週間以内に、収容農産物補償特約に係る共済掛金及び事務費賦課金をこの組合に払い込まなければならない。

附 則 平成29年3月9日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 平成30年1月31日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

附 則 平成30年3月10日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規程の変更は、平成31年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成30年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、変更前の共済規程（第7章を除く。以下「旧共済規程」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧共済規程第1条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）による改正前の農業災害補償法」とする。
- 3 変更後の農作物共済又は畑作物共済の一筆方式に係る規定は、平成33年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 4 平成32年1月1日以前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての変更後の第84条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100分の90に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 5 変更後の特定危険方式による収穫共済に係る規定は、平成33年以前の年産の果実に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 6 平成30年3月31日までに共済責任期間の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成31年3月31日までの間に限り、旧共済規程の規定の例により行うことができる。
- 7 変更後の第41条、第102条、第124条及び第146条の規定は、平成34事業年度から適用するものとし、同事業年度前の事業年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。

附 則 平成30年5月26日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任が開始する家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、旧共済規程の規定が、なおその効力を有する。

附 則 平成30年10月25日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、第55条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあっては、第1回目の支払）は、前項の特定の日から2週間以内にしなければならない。この場合において、第65条第2項の規定を準用する。

附 則 令和元年5月25日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第16条及び第53条の変更規定 石川県知事の認可のあった日又は令和元年7月1日のいずれか遅い日
 - (2) 第131条の変更規定 石川県知事の認可のあった日又は令和元年6月1日のいずれか遅い日
 - (3) 第141条の変更規定 石川県知事の認可のあった日又は令和元年9月1日のいずれか遅い日
- 2 変更後の第16条及び第53条の規定は、附則第1項第1号に規定する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第131条及び第141条の規定は、附則第1項第2号及び第3号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則 令和2年3月10日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日又は令和2年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第34条、第42条、第44条、第95条、第103条、第105条、第117条、第125条及び第127条の変更規定は石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 家畜伝染病予防法附則第5条第3項の規定により同法第58条第1項の規定が読み替えて適用される場合における事業規程第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第4号」とあるのは「第4号（同法附則第5条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第2項」とあるのは「同法第58条第2項」とする。この附則第2項の規定は、石川県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）の施行の日（令和2年2月5日）から適用する。

附 則 令和2年6月13日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の園芸施設共済に係る規定は、令和2年9月2日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第2条、第4条及び第5節保管中農産物補償共済の規定は、令和2年9月1日から適用する。
- 4 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により家畜共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 家畜共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限。以下この号において同じ。）が、令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第69条第1項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第70条第3項又は第4項）又は第78条第1項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第79条第3項又は第4項）の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とする。
- (2) 前号の共済関係（第55条第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。）に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。
- イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日
- ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
- (3) 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年9月30日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。
- (4) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に第74条第2項の増額の請求があつた場合にあつては、同項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とし、当該共済金額の増額は、令和2年3月16日から令和2年3月29日までの間に請求があつた場合は、同年3月30日からその効力を生ずるものとし、令和2年3月30日から令和2年9月15日までの間に請求があつた場合は、当該増額の請求日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- (5) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に第82条第1項の増額の申出があつた場合にあつては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とする。
- (6) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から同年3月30日までの間に第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあつては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又は第78条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年9月30日とする。
- 5** 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があつた場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 園芸施設共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る組合員負担共済掛金の払込期限が令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第138条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日（共済責任期間を第136条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあつては、

共済責任期間の2分の1を経過する日又は令和2年9月30日のいずれか早い日)までとする。

(2) 前号の共済関係に係る共済責任期間は、第136条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。

イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日

ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和2年3月31日から令和2年9月30日までの間に終了するものについて、当該組合員から、その共済責任期間の終了する日(以下この号において「終了日」という。)から令和2年9月30日までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第136条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

6 変更後の附則第4項及び第5項の規定は、令和2年3月30日から適用する。

7 変更後の附則第4項及び第5項の規定は、令和2年10月1日に失効する。

附 則 令和3年5月29日議決

1 この事業規程の変更は、石川県知事の認可のあった日又は令和3年7月1日のいずれか遅い日から施行する。

2 改正後の第2条第2項第3号及び第60条第2項第2号の規定は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日(令和2年7月1日)から適用し、適用日前にされた改正前の第2条第2項第3号、第60条第2項第2号に規定する牛白血病に係る手続きその他の行為は、改正後の第2条第2項第3号、第60条第2項第2号に規定する牛伝染性リンパ腫に係る手続きその他の行為としてされたものとみなす。

3 改正後の第26条の規定は令和4年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、令和3年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則 令和4年5月28日議決

1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

2 改正後の第26条の規定は、この規程の変更の施行の日(以下「施行日」という。)以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係(麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和5年産のものに係る共済関係)から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係(麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和4年以前の年産のものに係る共済関係)については、なお従前の例による。

3 改正後の第86条及び第93条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。

4 改正後の第109条及び第115条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共

済関係については、なお従前の例による。

- 5** 改正後の第205条、第222条及び別表第1の規定は、当該附則第1条の規にかかわらず、石川県知事の認可のあった日又は令和4年7月1日のいずれか遅い日から施行する。